

令和3年第2回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和3年2月5日 開会  
令和3年2月5日 閉会

## 令和3年第2回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月5日（金）午後3時30分  
場 所 山武市役所 第6会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫  
議 事 議案  
（1）農地法第3条の規定による許可申請について  
（2）令和2年度第11次農用地利用集積計画（案）の決定について  
（3）農用地利用配分計画（案）に関する意見について  
（4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
（5）農業振興地域整備計画（令和2年度第2回目）の変更に伴う意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（3名）

欠席農地利用最適化推進委員（17名）

出席事務局職員（4名）

---

◎開 会

事務局長            それでは、定刻となったようでございます。ただいまから令和3年第2回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。  
雲地会長、よろしく願いいたします。

会長                あいさつ

事務局長            ありがとうございます。  
本日の総会の日程を説明させていただきます。  
日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名人の指名について  
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について

◎議案説明

- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 令和2年度第11次農用地利用集積計画（案）の決定について  
日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について  
日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
日程第8 議案第5号 農業振興地域整備計画（令和2年度第2回目）の変更に伴う意見について

令和3年2月5日      山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

---

事務局長            日程につきましては以上でございます。  
早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされており、以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。

議長                それでは、これより令和3年第2回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号13番藤田委員、議席番号16番高宮委員の両委員を指名します。

---

◎報告

**議長** 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について、事務局から報告を求めます。

**事務局長** それでは、総会資料の4ページを御覧いただきたいと存じます。

通知があった件数は2件でございます。

いずれも農地法第3条による権利の解約でございます。番号1は賃貸借権の解約、番号2は使用貸借権の解約でございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

**議長** 事務局からの報告が終わりました。

---

◎議案第1号

**議長** 引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

- 事務局** 議案第1号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)
- 議長** 事務局からの概要説明が終わりました。  
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。  
議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。
- 齋藤推進委員** 地区担当推進委員の齋藤です。  
番号1について説明申し上げます。  
今回の申請は、使用貸借権の設定であります。場所は成東高校の野球グラウンドの隣にありまして、譲渡人におかれましては、会社員の為、畑をやることができないということ、また、譲受人につきましては、息子さんと一緒に仕事をしたいということで、たまたま近くに畑が借りられるということで、そこでウリ、枝豆、長ネギ等を低農薬で栽培したいとのことです。また、作物は近くのスーパーで売りたいとのことです。農機具はまだ耕運機1台しかありませんが、息子さんと2人で草取りをしながら頑張りたいとのことです。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員からの補足説明等を求めます。
- 井野委員** 議席番号12番、井野です。  
ただいま、推進委員が申したとおりでありまして、別段問題ございません。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。
- 議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

第1号議案の番号2について、説明させていただきます。

売買による所有権移転です。譲渡人はサラリーマンで耕作ができないため、譲受人が30年前から賃貸で耕作している畑であります。現在、ブロッコリーの収穫が末期で、これから夏に向けてトウモロコシを栽培する計画だそうです。何ら問題がないと思いますので、よろしく願います。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいま、布施推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願います。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

番号3の案件について説明いたします。

売買による所有権の移転です。譲渡人におきましては、住所が隣町ですが、高齢の為、耕作ができないということで、隣接している方の譲受人に売買をお願いしたところ、今回の案件になりました。別に問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号6番齊藤委員から補足説明等を求めます。

齊藤委員

議席番号6番の齊藤です。

ただいま椎名推進委員さんからの説明がありましたとおりです。また、譲渡人の畑が荒れているため、それを耕作できるような状況に修復するというのが条件でこの価格になったそうです。別段問題はないと思っております。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

---

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、令和2年度第11次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

この議案に関しては一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第2号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用権設定等個人明細番号1から40、番号42から47及び番号49から53を一括して採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。



(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、利用権設定等個人明細の番号41、48及び54を採決しますが、この案件は、議席番号3番、佐藤委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、佐藤委員の退室を求めます。

(佐藤委員退室)

議長

それでは、利用権設定等個人明細の番号41、48及び54について採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

佐藤委員の入室を許します。

(佐藤委員入室)

---

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第3号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用配分計画個人別明細、番号1から22について一括して採決します。

本件について、原案のとおり意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

---

#### ◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

通常ですと、ここで事務局の概要説明の後に地区担当推進委員に申請番号ごとの概要を説明していただいておりますが、本日は推進委員の出席を制限していることから、事務局には通常の議案の説明に加え、番号ごとに経営改善の概要も一括して説明させます。お願いします。

事務局 議案第4号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

それでは、番号1から18について説明します。

番号1、家族3人で酪農の経営を行っています。新たな堆肥施設を導入し、高品質な敷料を生産し、農場内循環を目指

すそうです。

番号2、妻と2人で酪農経営及び水稲の経営を行っています。飼養管理技術の向上により、年間の生乳出荷量を増やし、所得の向上を目指すそうです。

番号3、妻と2人で施設と露地野菜の経営を行っています。スイカの栽培面積の拡大とトマトの収量を増やし、所得向上を目指すそうです。

番号4、妻と2人で水稲を中心に露地野菜と複合経営を行っています。ネギは病気が多いため、防除による品質向上を図り、増収を図るそうです。

番号5、1人で水稲の経営を行っています。農地を集積し、面積拡大を図り、所得の向上を目指すそうです。

番号6、家族経営協定を締結し、役割分担を明確にして水稲の経営を行っています。経営規模拡大により所得の向上を目指すそうです。

番号7、妻と母の3人で水稲を中心に露地野菜と複合経営を行っています。土づくりや減農薬肥料栽培等に取り組み、安全・安心な農作物の提供、販売を目指すそうです。

番号8、妻と母の3人でイチゴを中心に水稲と複合経営を行っています。現在、イチゴは直売やイチゴ狩りが中心だが、今後は直売所における加工品の品目を増やす等をし、お客様のニーズに応えられるようにするそうです。

番号9、本人と両親の3人で施設野菜と水稲の複合経営を行っています。イチゴ狩りの顧客受入体制の強化を図り、集客の増加を目指すそうです。

番号10、家族5人で水稲の経営を行っています。機械化を図り、農地を集約させ、作業の効率化、コスト削減により生産性の向上を目指すそうです。

番号11、1人で水稲の経営を行っています。農地を集積し、100a規模の水田団地化を図り、コスト削減及び省力化を図るそうです。

番号12、妻と次男の3人で季節野菜と水稲の複合経営を行っています。今後は経営規模の拡大を図っていくそうです。

番号13、妻と長男の3人で水稲を中心に露地野菜と複合経営を行っています。水田面積の拡大を図るとともに、経営改善に取り組み、省力化と所得確保に努めていくそうです。

番号14、両親と3人で水稲とイチゴの複合経営を行っています。今後は水稲とイチゴの経営規模の拡大を目指していくそうです。

番号15、妻と子の3人で施設と露地野菜を中心に水稲と複合経営を行っています。優良品種の選定により品質、収量の向上を目指すそうです。

番号16、妻と両親の4人で露地野菜を中心に水稲と複合経営を行っています。新型の機械や施設を導入し、労働力の軽減分散を図り、作業効率の向上を目指すそうです。

番号17、施設の省エネ化を図り、作付品目、品種の見直しを進め、生産性向上と種苗コストの低減に努めるそうです。

番号18、家族3人で露地野菜と水稲の複合経営を行っています。ネギ、水稲ともに経営規模の拡大を目指していくそうです。

以上です。

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

最初に、議案第4号、番号1、2、4から9、11及び13から17について、一括して採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

次に、議案第4号、番号3について採決しますが、この案件は、議席番号4番、林委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、林委員の退室を求めます。

(林委員退室)

議長

それでは、議案第4号、番号3について採決します。  
本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。  
林委員の入室を許します。

(林委員入室)

議長

次に、議案第4号、番号10について採決しますが、この案件は、議席番号9番、小川委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小川委員の退室を求めます。

(小川委員退室)

議長

それでは、議案第4号、番号10について採決します。  
本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。  
小川委員の入室を許します。

(小川委員入室)

議長

次に、議案第4号、番号12について採決しますが、この案件は、議席番号6番、齊藤委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、齊藤委員の退室を求めます。

(齊藤委員退室)

議長

それでは、議案第4号、番号12について採決します。  
本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。  
齊藤委員の入室を許します。

(齊藤委員入室)

議長

次に、議案第4号、番号18について採決しますが、この案件は、議席番号14番、今関委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、今関委員の退室を求めます。

(今関委員退室)

議長

それでは、議案第4号、番号18について採決します。  
本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。  
今関委員の入室を許します。

(今関委員入室)

---

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農業振興地域整備計画（令和2年度第2回目）の変更に伴う意見についてを議題とします。  
最初に、重要変更分の案件番号1を議題とします。  
事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第5号の重要変更分について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。  
ここで地区担当推進委員から意見を求めるところですが、本日は不在です。地区担当推進委員には事前に意見を伺って

おり、地元としては特に問題はないとの御意見をいただいています。

続きまして、現地調査員の川島委員からの報告を求めます。

**川島委員**

議席番号5番、川島です。

先ほど何人かで現場を視察してきました。その結果、芝山と松尾の境界になりますけれども、実際、山の中です。最近では珍しいところに家を建てるんだなという感じは持ちました。そういう中で、排水問題はどうかと思いましたが、道路に側溝がありましたので、そこへ流すということです。

それと、これは分家住宅ということで、そこに家を建てたら、農家を手伝ってこれからやっていくという話もあるそうです。特に問題ないかなと思いました。

それから、周辺農地への影響はほとんどないと思いますので、農業振興整備計画変更後、農地法第5条第2項各号に該当しないため、転用の許可の見込みがあると思われまので、よろしく願いいたします。

**議長**

事務局からの概要説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決します。

本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については、許可見込みありとして意見を付すことに決定します。

次に、軽微変更分の案件番号1を議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

**事務局**

議案第5号の軽微変更分について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

ここで地区担当推進委員からの意見を求めるところですが、本日は不在です。地区担当推進委員には事前に意見を伺っており、地元としては特に問題はないとの意見をいただいています。

次に、現地調査員の鈴木委員からの報告を求めます。

鈴木委員

議席番号15番、鈴木です。

先ほど現地を見てまいりました。本件については観光イチゴをやっておりまして、ハウスと隣の住宅の間にある田んぼでしたけれども、そこに駐車場とトイレを設置するというところでございます。既存の農畜産物販売施設の利用の為に観光イチゴが必要だということで、また、この既存の農畜産物の販売施設と一体的に設置されるために、単なる駐車場及びトイレの建設ではなく、農畜産物販売施設の設置と評価できます。

したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、転用の許可見込みであると思われまます。よろしく御審議をお願いします。

議長

事務局の概要説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。

本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可見込みありとして意見を付すことに決定します。

---

◎その他



議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。  
その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

---

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。  
次回の総会は3月5日金曜日、車庫棟2階第6会議室を予定していますので、御参集願います。  
御苦労さまでございました。